

自己点検シート＜加算等＞【居宅介護支援】

①各点検項目のうち、記入日から数えて過去6月以内に算定実績のあるものについて、「算定」欄にチェックを入れてください。（□を■に塗りつぶすなど）

記入年月日	令和 年 月 日
事業所名	
記入者名・役職	

点検項目	算定	点検事項	点検結果		備考			
			適	不適				
(1)運営基準減算 ※必ず回答すること ※一つでも「不適」であれば減算	—	サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、下記について、文書を交付して説明を行っている。 ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること。 ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。 ・前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合	☐	実施している	☐	実施していない		
居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接してアセスメントを実施		☐	開催している	☐	開催していない			
以下の場合において、サービス担当者会議を開催しているか ・居宅サービス計画を新規に作成した場合及び変更した場合 ・要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ・要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合		☐	開催している	☐	開催していない			
居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付		☐	実施している	☐	実施していない			
モニタリングに当たって、1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接の実施（特段の事情がない限り）		☐	実施している	☐	実施していない			
モニタリングの結果の記録		☐	実施している	☐	1月以上未実施			
運営基準減算が2月以上継続していない ※2月以上継続している場合は所定単位数を算定しない		☐	該当	☐	非該当			
(2)特定事業所集中減算 ※必ず回答すること ☆判定期間が前期（3月1日～8月末日）の場合は、減算適用期間を10月1日～3月31日までとする。 ☆判定期間が後期（9月1日～2月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日～9月30日までとする。		—	①～⑤に掲げる事項を記載した書類を作成及び保存	☐	作成及び保存	☐	作成・保存していない	※1 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護 ※2（計算式） 当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅
①判定期間における居宅サービス計画の総数			☐	作成及び保存	☐	作成・保存していない		
②訪問介護サービス等（※1）のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数			☐	作成及び保存	☐	作成・保存していない		
③訪問介護サービス等（※1）のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名	☐		作成及び保存	☐	作成・保存していない			
④算定方法（※2）で計算した割合	☐		作成及び保存	☐	作成・保存していない			
前6月間（判定期間）に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護サービス等（※1）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合（④の割合）	☐		すべて80/100以下 ⇒減算なし	☐	80/100を超えるサービスがある ⇒減算あり			
⑤算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由	☐		あり（作成及び保存）	☐	なし（作成・保存していない）			
減算ありの場合、特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していないか	☐		算定していない	☐	算定している			
(3)中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	☐	厚生労働大臣の定める地域に利用者が居住	☐	該当	☐	非該当		

(4) 初回加算	☐	算定する場合、１～３のいずれかに該当するか	☐	該当する	☐	１～３のいずれにも該当しない	
		１ 新規に居宅サービス計画を作成した場合 ２ 要支援者が要介護認定を受けた際に居宅サービス計画を作成した場合 ３ 要介護状態区分が２区分以上変更された際に居宅サービス計画を作成した場合	☐	なし	☐	あり	
(5-1) 特定事業所加算（Ⅰ）	☐	常勤かつ専ら指定居宅介護支援の提供にあたる主任介護支援専門員	☐	２名以上配置	☐	２名未満	
		常勤かつ専ら指定居宅介護支援の提供にあたる介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）	☐	３名以上配置	☐	３名未満	
		利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催（おおむね週１回以上）	☐	開催	☐	開催していない	
		24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	☐	あり	☐	なし	
		算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護３、要介護４又は要介護５である者の割合	☐	４割以上	☐	４割未満	
		計画的な研修（研修計画の作成及び実施）	☐	実施	☐	実施していない	
		地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	☐	提供している	☐	提供していない	
		家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加	☐	参加	☐	参加していない	
		特定事業所集中減算の適用	☐	なし	☐	あり	
		介護支援専門員１人当たりの利用者数 居宅介護支援費（Ⅰ）の場合…４５名未満 居宅介護支援費（Ⅱ）の場合…５０名未満	☐	基準内	☐	基準超過	
		介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保（受入の同意を書面等により提示）	☐	確保している	☐	確保していない	※平成28年度実務研修受講試験合格発表日より適用
		他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施。	☐	実施	☐	実施していない	
		必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護保険給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等）が包括的に提供されるよう居宅サービス計画に位置付けているか	☐	実施	☐	実施していない	
		特定事業所加算（Ⅱ）・（Ⅲ）・（Ａ）を算定していないか	☐	算定していない	☐	算定している	
		(5-2) 特定事業所加算（Ⅱ）	☐	常勤かつ専ら指定居宅介護支援の提供にあたる主任介護支援専門員	☐	１名以上配置	☐
常勤かつ専ら指定居宅介護支援の提供にあたる介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）	☐			３名以上配置	☐	３名未満	
利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催（おおむね週１回以上）	☐			開催	☐	開催していない	
24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	☐			あり	☐	なし	
計画的な研修（研修計画の作成及び実施）	☐			実施	☐	実施していない	
地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	☐			提供している	☐	提供していない	
家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加	☐			参加	☐	参加していない	
特定事業所集中減算の適用	☐			なし	☐	あり	
介護支援専門員１人当たりの利用者数 居宅介護支援費（Ⅰ）の場合…４５名未満 居宅介護支援費（Ⅱ）の場合…５０名未満	☐			基準内	☐	基準超過	

		介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保（受入の同意を書面等により提示）	☐	確保している	☐	確保していない	※平成28年度実務研修受講試験合格発表日より適用
		他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施。	☐	実施	☐	実施していない	
		必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護保険給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等）が包括的に提供されるよう居宅サービス計画に位置付けているか	☐	実施	☐	実施していない	
		特定事業所加算（Ⅰ）・（Ⅲ）・（A）を算定していないか	☐	算定していない	☐	算定している	
(5-3) 特定事業所加算（Ⅲ）	☐	常勤かつ専ら指定居宅介護支援の提供にあたる主任介護支援専門員	☐	1名以上配置	☐	1名未満	
		常勤かつ専ら指定居宅介護支援の提供にあたる介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）	☐	2名以上配置	☐	2名未満	
		利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催（おおむね週1回以上）	☐	開催	☐	開催していない	
		24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制	☐	あり	☐	なし	
		計画的な研修（研修計画の作成及び実施）	☐	実施	☐	実施していない	
		地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	☐	提供している	☐	提供していない	
		家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加	☐	参加	☐	参加していない	
		特定事業所集中減算の適用	☐	なし	☐	あり	
		介護支援専門員1人当たりの利用者数 居宅介護支援費（Ⅰ）の場合…45名未満 居宅介護支援費（Ⅱ）の場合…50名未満	☐	基準内	☐	基準超過	
		介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保（受入の同意を書面等により提示）	☐	確保している	☐	確保していない	※平成28年度実務研修受講試験合格発表日より適用
		他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施。	☐	実施	☐	実施していない	
		必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護保険給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等）が包括的に提供されるよう居宅サービス計画に位置付けているか	☐	実施	☐	実施していない	
		特定事業所加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（A）を算定していないか	☐	算定していない	☐	算定している	
(5-4) 特定事業所加算（A）	☐	常勤かつ専ら指定居宅介護支援の提供にあたる主任介護支援専門員	☐	1名以上配置	☐	1名未満	
		常勤かつ専ら指定居宅介護支援の提供にあたる介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）	☐	1名以上配置	☐	配置していない	
		非常勤の介護支援専門員（常勤換算法）	☐	1以上配置	☐	配置していない	
		利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催（おおむね週1回以上）	☐	開催	☐	開催していない	
		24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制 ※連携先居宅介護支援事業所との共同体制も可	☐	あり	☐	なし	
		計画的な研修（研修計画の作成及び実施） ※連携先居宅介護支援事業所との共同実施可	☐	実施	☐	実施していない	
		地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供	☐	提供している	☐	提供していない	
		家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加	☐	参加	☐	参加していない	

		特定事業所集中減算の適用	☐	なし	☐	あり	
		介護支援専門員1人当たりの利用者数 居宅介護支援費（Ⅰ）の場合…45名未満 居宅介護支援費（Ⅱ）の場合…50名未満	☐	基準内	☐	基準超過	
		介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保（受入の同意を書面等により提示） ※連携先居宅介護支援事業所との共同による協力及び協力体制も可	☐	確保している	☐	確保していない	※平成28年度実務研修受講試験合格発表日より適用
		他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施。 ※連携先居宅介護支援事業所との共同実施も可	☐	実施	☐	実施していない	
		必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護保険給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等）が包括的に提供されるよう居宅サービス計画に位置付けているか	☐	実施	☐	実施していない	
		特定事業所加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）を算定していないか	☐	算定している	☐	算定していない	
(6) 特定事業所医療介護連携加算	☐	前々年度の三月から前年度の二月までの間において退院・退所加算（Ⅰ）イ、（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）イ、（Ⅱ）ロ又は（Ⅲ）の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数（第八十五号の二イからホまでに規定する情報の提供を受けた回数をいう。）の合計が35回以上ある	☐	35回以上	☐	35回未満	
		前々年度の三月から前年度の二月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している	☐	5回以上	☐	5回未満	
		特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定している	☐	算定している	☐	算定していない	
(7-1) 入院時情報連携加算（Ⅰ）	☐	利用者1人につき1月に1回を限度として算定	☐	該当	☐	非該当	
		利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること	☐	該当	☐	非該当	
		病院又は診療所の職員に対して、利用者に係る必要な情報提供	☐	あり	☐	なし	
		情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について居宅サービス計画等に記録	☐	あり	☐	なし	
		当該利用者に対して入院時情報連携加算（Ⅱ）を算定していないか	☐	算定していない	☐	算定している	
(7-2) 入院時情報連携加算（Ⅱ）	☐	利用者1人につき1月に1回を限度として算定	☐	該当	☐	非該当	
		利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※入院日以前の情報提供含む ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む	☐	該当	☐	非該当	
		病院又は診療所の職員に対して、利用者に係る必要な情報提供	☐	あり	☐	なし	
		情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について居宅サービス計画等に記録	☐	あり	☐	なし	
		当該利用者に対して入院時情報連携加算（Ⅰ）を算定していないか	☐	算定していない	☐	算定している	

(8-1) 退院・退所 加算 (I) イ	☐	退院・退所にあたって、病院・診療所・施設の職員と面談を行い、利用者の必要な情報提供を受けている	☐	該当	☐	非該当	
		利用者の必要な情報提供は、退院・退所前、あるいは、遅くとも退院後7日以内に受けている	☐	該当	☐	非該当	
		認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者	☐	該当	☐	非該当	
		利用者からの単身居住の申立てがあった場合で介護支援専門員のアセスメントにより単身で居住していると認められる利用者（少なくとも月1回利用者の居宅を訪問し、単身で生活している旨を確認し、結果を居宅サービス計画書に記載）	☐	該当	☐	非該当	
		利用者の情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行っている	☐	該当	☐	非該当	
		当該利用者に対して初回加算を算定していないか	☐	算定していない	☐	算定している	
		当該利用者の居宅サービス利用開始月に算定しているか	☐	算定している	☐	算定していない	
		病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。	☐	受けている	☐	受けていない	
		(8-2) 退院・退所 加算 (I) ロ	☐	退院・退所にあたって、病院・診療所・施設の職員と面談を行い、利用者の必要な情報提供を受けている	☐	該当	☐
利用者の必要な情報提供は、退院・退所前、あるいは、遅くとも退院後7日以内に受けている	☐			該当	☐	非該当	
認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者	☐			該当	☐	非該当	
利用者からの単身居住の申立てがあった場合で介護支援専門員のアセスメントにより単身で居住していると認められる利用者（少なくとも月1回利用者の居宅を訪問し、単身で生活している旨を確認し、結果を居宅サービス計画書に記載）	☐			該当	☐	非該当	
利用者の情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行っている	☐			該当	☐	非該当	
当該利用者に対して初回加算を算定していないか	☐			算定していない	☐	算定している	
当該利用者の居宅サービス利用開始月に算定しているか	☐			算定している	☐	算定していない	
病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。	☐			受けている		受けていない	
上記カンファレンスに参加した場合には、その日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付している。	☐			該当	☐	非該当	
(8-3) 退院・退所 加算 (II) イ	☐	退院・退所にあたって、病院・診療所・施設の職員と面談を行い、利用者の必要な情報提供を受けている	☐	該当	☐	非該当	
		利用者の必要な情報提供は、退院・退所前、あるいは、遅くとも退院後7日以内に受けている	☐	該当	☐	非該当	
		認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者	☐	該当	☐	非該当	
		利用者からの単身居住の申立てがあった場合で介護支援専門員のアセスメントにより単身で居住していると認められる利用者（少なくとも月1回利用者の居宅を訪問し、単身で生活している旨を確認し、結果を居宅サービス計画書に記載）	☐	該当	☐	非該当	
		利用者の情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行っている	☐	該当	☐	非該当	
		当該利用者に対して初回加算を算定していないか	☐	算定していない	☐	算定している	
		当該利用者の居宅サービス利用開始月に算定しているか	☐	算定している	☐	算定していない	
		病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること。	☐	受けている	☐	受けていない	

(8-4) 退院・退所 加算 (Ⅱ) □	□	退院・退所にあたって、病院・診療所・施設の職員と面談を行い、利用者の必要な情報提供を受けている	□	該当	□	非該当	
		利用者の必要な情報提供は、退院・退所前、あるいは、遅くとも退院後7日以内に受けている	□	該当	□	非該当	
		認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者	□	該当	□	非該当	
		利用者からの単身居住の申立てがあった場合で介護支援専門員のアセスメントにより単身で居住していると認められる利用者（少なくとも月1回利用者の居宅を訪問し、単身で生活している旨を確認し、結果を居宅サービス計画書に記載）	□	該当	□	非該当	
		利用者の情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行っている	□	該当	□	非該当	
		当該利用者に対して初回加算を算定していないか	□	算定していない	□	算定している	
		当該利用者の居宅サービス利用開始月に算定しているか	□	算定している	□	算定していない	
		病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。	□	受けている		受けていない	
		上記カンファレンスに参加した場合には、その日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付している。	□	該当	□	非該当	
(8-5) 退院・退所 加算 (Ⅲ)	□	退院・退所にあたって、病院・診療所・施設の職員と面談を行い、利用者の必要な情報提供を受けている	□	該当	□	非該当	
		利用者の必要な情報提供は、退院・退所前、あるいは、遅くとも退院後7日以内に受けている	□	該当	□	非該当	
		認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者	□	該当	□	非該当	
		利用者からの単身居住の申立てがあった場合で介護支援専門員のアセスメントにより単身で居住していると認められる利用者（少なくとも月1回利用者の居宅を訪問し、単身で生活している旨を確認し、結果を居宅サービス計画書に記載）	□	該当	□	非該当	
		利用者の情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行っている	□	該当	□	非該当	
		当該利用者に対して初回加算を算定していないか	□	算定していない	□	算定している	
		当該利用者の居宅サービス利用開始月に算定しているか	□	算定している	□	算定していない	
		病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。	□	受けている		受けていない	
		上記カンファレンスに参加した場合には、その日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付している。	□	該当	□	非該当	
(9) 通院時情報連 携加算	□	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けている。	□	該当	□	非該当	
		上記の内容を居宅サービス計画に記録している。	□	記録している	□	記録していない	
(10) 緊急時等居宅 カンファレンス加算	□	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護士等と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行っている	□	該当	□	非該当	
		カンファレンスの実施日及び指導日、参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載	□	あり	□	なし	
		必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス及び地域密着型サービスの調整を行っている	□	該当	□	非該当	

(11)ターミナルケアマネジメント加算	☐	在宅で死亡した利用者に対し、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握したうえで、利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問していることが必要。	☐	該当	☐	非該当	
		利用者の心身の状況等を記録して、主治の医師及びケアプランに位置づけたサービス事業者に情報を提供している。	☐	提供している	☐	提供していない	
		次の事項を支援経過としてケアプランに記録している。 ・終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録。 ・利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等と行った連絡調整に関する記録。	☐	記録している	☐	記録していない	
		ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している。	☐	確保、整備している	☐	確保、整備していない	
		ターミナルケアマネジメントにあたっては、厚労省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めている	☐	努めている	☐	努めていない	
(12)業務継続計画未実施減算（令和7年4月1日より適用）	—	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定	☐	該当	☐	非該当	
		上記の計画に従い必要な措置を講じている	☐	該当	☐	非該当	
(13)高齢者虐待防止措置未実施減算	—	虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る	☐	該当	☐	非該当	
		虐待の防止のための指針を整備	☐	整備済	☐	未整備	
		従業者に対し、虐待防止の研修を定期的（年1回以上）に実施	☐	1回以上実施	☐	1回未満	
		新規採用時に必ず虐待防止の研修を実施	☐	該当	☐	非該当	
		上記研修の実施内容について記録	☐	該当	☐	非該当	
		上記に対する専任の担当者を配置	☐	該当	☐	非該当	
(14)同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	—	以下の利用者の有無 ①指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一敷地内、隣接敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 ②指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20名以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者	☐	有	☐	無	